

鳥取県告示第420号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）
- 2 作業期間 平成22年5月10日から同年12月24日まで
- 3 作業地域 鳥取市及び八頭郡智頭町